

# 1 瀬戸内海の概況

## 1.4 人口の推移

瀬戸内海を囲む府県総面積は、表 1-15 にあるように約 68,000km<sup>2</sup>の広がりを持ち、我が国の陸域総面積の 18%を占めている。そこには、約 3,400 万人の人口を擁し、我が国の人口の約 27%を占めている。関係 13 府県合計の人口推移を図 1-14 に示す。

一方、人口密度を見ると、瀬戸内海区域では全国平均の約 1.9 倍、1 km<sup>2</sup>当たり 623 人（全国平均 1 km<sup>2</sup>当たり 336 人）にのぼり、瀬戸内海沿岸域への人口集中を表している。関係府県内においても、府県全体が瀬戸内区内に指定されている府県及び福岡県を除き、瀬戸内海区域での人口密度は府県全体よりも高くなっている。

表 1-15 (1) 関係府県の区域における人口・面積(府県別)

府 県 名	人 口 ( 千 人 )		陸 域 総 面 積 ( km <sup>2</sup> )		人 口 密 度 ( 人 / km <sup>2</sup> )	
	府 県 総 人 口	瀬 戸 内 海 区 域	府 県 総 面 積	瀬 戸 内 海 区 域	府 県 全 体	瀬 戸 内 海 区 域
全 国 ( A )	127,138	—	377,975	—	336	—
京 都 府	2,566	2,273	4,612	1,665	556	1,365
大 阪 府	8,815	8,815	1,905	1,905	4,626	4,626
兵 庫 県	5,462	5,304	8,401	6,668	650	796
奈 良 県	1,331	1,292	3,691	1,790	361	722
和 歌 山 県	913	686	4,725	1,687	193	407
岡 山 県	1,881	1,881	7,113	7,113	264	264
広 島 県	2,793	2,731	8,480	5,843	330	467
山 口 県	1,370	1,253	6,113	4,441	224	282
徳 島 県	721	703	4,147	3,652	174	192
香 川 県	948	948	1,877	1,876	505	505
愛 媛 県	1,325	1,292	5,676	4,496	233	287
福 岡 県	5,123	1,081	4,987	1,070	1,027	1,010
大 分 県	1,124	1,029	6,341	4,768	177	216
13府県合計 (B)	34,372	29,288	68,068	46,974	505	623
(B) / (A) %	27.0	—	18.0	—	—	—

注) 瀬戸内海区域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の対象区域。

出典：各府県調べ（令和 2 年 12 月現在）

全国は、「令和 2 年版 全国市町村要覧」（市町村自治研究会編）

表 1-15 (2) 関係府県の区域における人口・面積(湾・灘別)

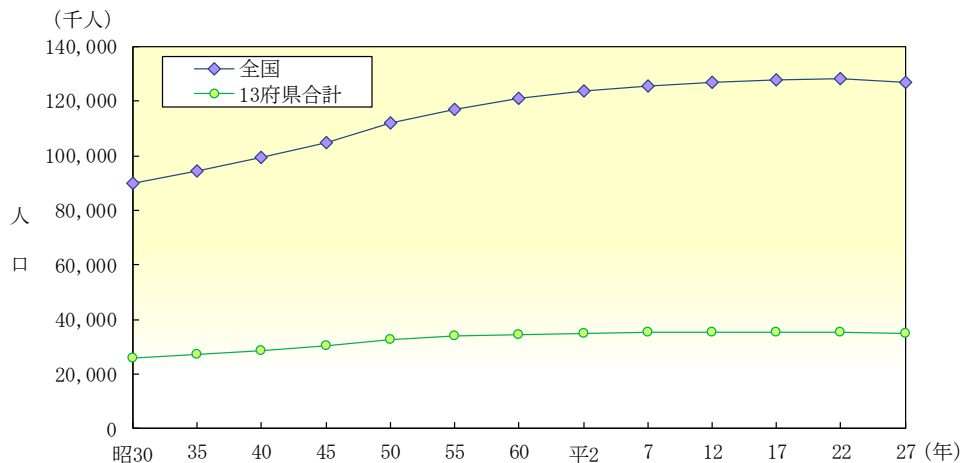
湾・灘名	人口 (千人)	陸域総面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
紀伊水道	1,521	6,846	222
大阪湾	16,046	6,747	2,378
播磨灘	5,479	11,624	471
備讃瀬戸	1,443	4,938	292
備後灘	257	614	419
燧灘	640	2,136	300
安芸灘	415	697	595
広島湾	1,749	3,495	500
伊予灘	1,367	4,853	282
周防灘	1,489	5,194	287
豊後水道	224	1,521	147
響灘	832	509	1,635

注) 1. 瀬戸内海区域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の対象区域。

2. 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第 13 条第 1 項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

3. 瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村における値。

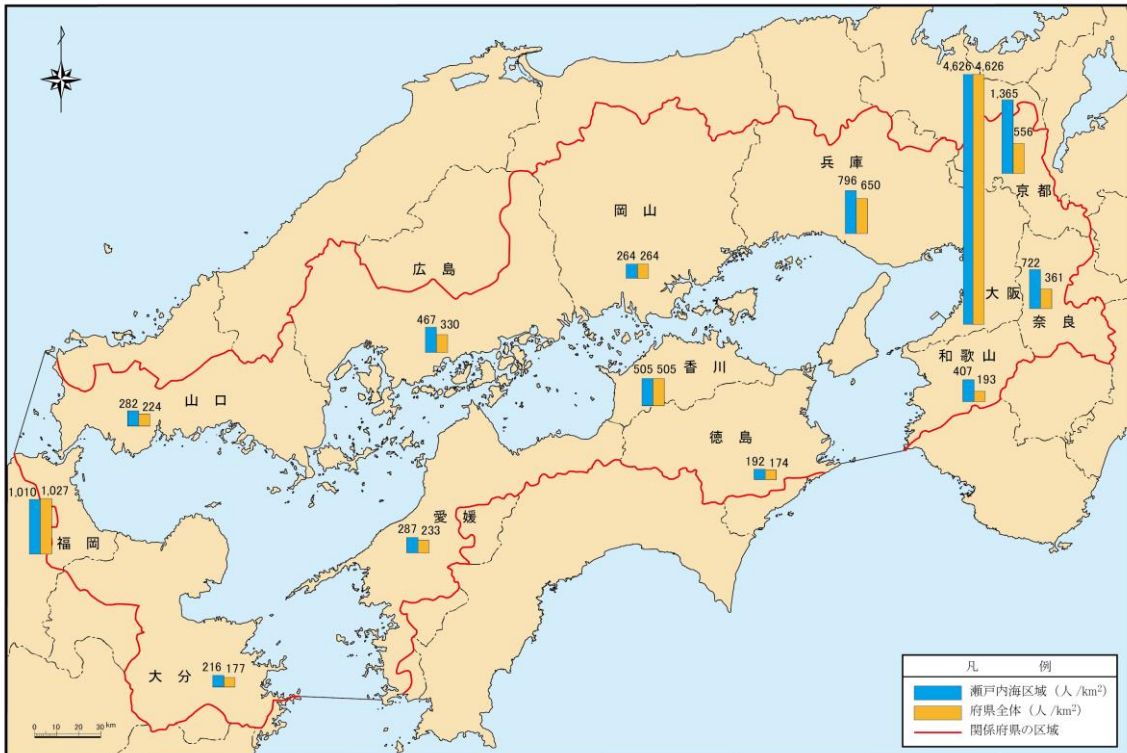
出典：各府県調べ（令和 2 年 12 月現在）



出典：「国勢調査報告」（総務省統計局、平成 28 年度）より作成

図 1-14 関係 13 府県合計の人口推移

# 1 瀬戸内海の概況



注) 瀬戸内海区域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の対象区域。  
出典：各府県調べ（令和2年12月現在）

図1-15(1) 関係13府県の人口密度分布(府県別)



注) 1. 瀬戸内海区域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の対象区域。  
2. 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。  
3. 瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村における値。  
出典：各府県調べ（令和2年12月現在）

図1-15(2) 関係13府県の人口密度分布(湾・灘別)